

公益社団法人 日本河川協会 河川功労者表彰規程

昭和46年10月1日決定
昭和48年11月6日改正
昭和52年3月1日改正
平成3年1月30日改正
平成10年1月22日改正
平成11年12月1日改正
平成15年11月6日改正
平成16年11月4日改正
平成22年5月14日改正
平成23年5月6日改正
平成29年11月6日改正

(総 則)

第1条 公益社団法人日本河川協会定款第4条第9号に定める表彰は、この規程の定めるところによる。

(表彰の対象及び理由)

第2条 表彰は、次の各号に掲げる事項について功績のあった個人又は団体について行う。

- (1) 歴史、文化活動又は芸術活動等により河川文化の発展に寄与すること。
- (2) 河川の整備や管理に関連する諸活動を通じ、河川災害の防止、水資源の開発、河川環境の整備や保全、流域内の合意形成に貢献すること。
- (3) 水防活動、水害時の人命救助、防災体制の整備・充実又は災害の早期発見と迅速な情報伝達等。
- (4) 河川の自然保護・環境学習・河川愛護等の活動。
- (5) 河川や水に関する学術的研究又は技術開発に従事し、河川の整備・管理、利用等に役立つ成果をおさめること。
- (6) 河川の利用を通じた産業の振興、地域の活性化等による新しい文化の創造。
- (7) 河川や水の分野において国際的な活躍又は外国との交流・連携の深化。
- (8) その他本会の発展に顕著な貢献をする等特に表彰が必要と認められた場合。

(表彰の推薦)

第3条 表彰は、前条第1号から第7号までの事項に関して表彰に値すると認められるものについて、都道府県の河川協会等の長（河川関係団体の長を含む）、都道府県知事、国土交通省水管理・国土保全局長、地方整備局長等、国土技術政策総合研究所所長、国立研究開発法人土木研究所理事長、独立行政法人水資源機構理事長、独立行政法人国際協力機構理事長及び河川や水に関係する学会その他の団体で会長が指定するものの長の推薦により行うものとする。

第4条 表彰は、会長より表彰状を授与して行う。

- 2 表彰は、副賞を添えることができる。

第5条 表彰は、原則として毎年度1回定時社員総会において行うものとする。ただし、特別の事情がある場合は、臨時に表彰を行うことができるものとする。

第6条 本会に、表彰審査委員会を置く。

2 表彰審査委員会は、第3条により推薦された個人及び団体の審査を行うほか、表彰に関する意見具申を行う。

3 表彰審査委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

4 委員長及び委員は、会長が委嘱する。

第7条 表彰者は、表彰審査委員会の審査結果に基づいて理事会において決定する。

第8条 本会に表彰台帳を備え付け、被表彰者を登録して、永くこれを保存しなければならない。

第9条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

第10条 この規程に定めるもののほか、表彰の実施に関して必要な実施要領は、会長が定める。

附則 この規程の変更は、平成30年度の表彰から適用する。